

八千代市入札制度検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市に、建設工事等における入札制度の見直し検討を図るため、八千代市入札制度検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- ① 本市における入札制度のあり方
- ② 本市における入札制度の改善と実施方法
- ③ その他入札制度の改善に必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもってこれを組織する。

2 委員長は、財務部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、次の者をもって充てる。

- ① 企画部次長
- ② 総務部次長
- ③ 経済環境部次長
- ④ 都市整備部次長
- ⑤ 上下水道局次長
- ⑥ その他委員長が必要と認める者

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

(部会)

第5条 委員会の下に必要なに応じて部会を設けることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、財務部契約課に置き庶務を担当する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に

定める。

附 則

この要綱は、平成 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。